

第四十号

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成十七年徳島県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二のその一の表中

調理実習室	一、九五〇円	二、五七〇円	二、二六〇円
-------	--------	--------	--------

を

会議室	一、六四〇円	二、一六〇円
調理実習室	一、九五〇円	二、五七〇円

一、九五〇円
二、二六〇円

に改め、同表のその二の表中「児童」及び「生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立障がい者交流プラザの利用の増進を図るため、新たに障がい者交流センターの会議室を県民の利用に供するとともに、学校教育法の一部が改正されたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。